

八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第4期）策定業務委託 プロポーザル実施要領

1 趣旨

八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第4期）を策定するにあたり、水質目標値の設定や各種対策による水質改善効果の検証などを実施する必要があることから、優れた水質予測手法等の技術提案を広く募集し、総合的な審査により本業務に最も適した事業者を特定するために、その必要事項を定めるものです。

2 名称等

- (1) 業務名 八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第4期）策定業務委託
R6-O12-Y13
- (2) 仕様概要 別添「八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第4期）策定業務委託特記仕様書」のとおりです。
- (3) 業務期間 契約日から令和8年3月27日（金）まで〔2ヶ年〕

3 契約上限金額

上限金額は、25,421千円（消費税額及び地方消費税額を含む）とし、年度別支払額の上限は次のとおりです。

令和6年度 13,068千円（消費税額及び地方消費税額を含む）

令和7年度 12,353千円（消費税額及び地方消費税額を含む）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、本事業の規模を示すものです。

4 事務局

秋田県生活環境部 環境管理課八郎湖環境対策室

住所：〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

電話：018-860-1631、FAX：018-860-3881

メールアドレス：hachiroko@pref.akita.lg.jp

5 参加資格要件

技術提案書を提出する者は、以下の要件を全て満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「秋田県建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿」の土木関係建設コンサルタント業務のうち「建設環境部門」又は「河川、砂防及び海岸・海洋部門」の登録を受けていること。
- (3) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）による登録を有すること（登録部門は「建設環境部門」又は「河川、砂防及び海岸・海洋部門」に限る）。
- (4) 参加表明書提出期限の日から技術提案書の特定を通知する日までの間において、「秋田県建設工事入札参加資格者指名停止基準（平成6年9月13日監第848号）」に基づく

指名停止又は「指名の基準に関する運用基準について（平成6年3月30日監第1781号）」に基づく指名差し控えの措置を受けていないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 秋田県に納付（納入）すべき県税に滞納がない者であること、及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- (7) 同種業務（湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）（以下、「湖沼法」という。）に定める指定湖沼に関する水質予測業務。以下同様。）として、過去10年以内（平成26年度～令和5年度とする。以下同様。）に業務を元請けとして完了した実績を有すること。
共同企業体の構成員としての実績も認めるが、共同企業体出資比率は20%以上のものに限る。
- (8) 下記要件の管理技術者、照査技術者を配置できること。

①管理技術者

- ・技術士法による「技術士」（建設部門（選択科目を「建設環境」又は「河川、砂防及び海岸」とするものに限る。）又は環境部門（選択科目を「環境保全計画」又は「環境影響評価」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門の「建設環境」又は「河川、砂防及び海岸・海洋」若しくは環境部門の「環境保全計画」又は「環境影響評価」とするものに限る。）とする。）
- ・過去10年以内に同種業務の実績があること。
- ・令和6年4月24日現在のすべての手持ち業務量について、300万円（税込み）以上の業務が10件未満である者。

②照査技術者

- ・技術士法による「技術士」（建設部門（選択科目を「建設環境」又は「河川、砂防及び海岸」とするものに限る。）又は環境部門（選択科目を「環境保全計画」又は「環境影響評価」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門の「建設環境」又は「河川、砂防及び海岸・海洋」若しくは環境部門の「環境保全計画」又は「環境影響評価」とするものに限る。）とする。）
- ・過去10年以内に同種業務の実績があること。

- (9) 主たる担当技術者1名を定めるものとする。ただし、管理技術者が担当技術者を兼ねることは妨げない。
- (10) 配置予定技術者（主たる担当技術者を含む。以下同様。）は、技術提案書提出期限の日以前に3月以上の直接かつ恒常的な雇用関係にある者とする。
- (11) 管理技術者と照査技術者は兼ねることが出来ない。
- (12) 受注者においては、過去10年以内に同種業務について、元請けとして完了した実績があること。ただし、共同企業体出資比率は20%以上のものに限る。

6 プロポーザルに関する技術提案書の提出等について

- (1) 技術提案書及び必要書類の提出をもって、参加表明とします。
- (2) 提案は1案に限ります（複数の提案は不可）。

(3) 提案者に求める技術提案書の項目については以下のとおりとします。

- ①【技術的所見】
 - ・業務の実施方針
 - ・技術提案
- ②【企業等の業務実績】
 - ・同種業務の実績
- ③【配置予定技術者の能力等】
 - ・同種業務の実績
 - ・手持ち業務量
- ④【業務費用】

(4) 提出書類は以下のとおりとします。

- ・技術提案書の提出について（様式第1号）及び技術提案（様式第1号の1～5）
- ・参加資格確認申請書（様式第2号）
- ・同種業務の実績等（様式第2号の1）及びその添付書類
- ・予定管理技術者、照査技術者の経歴等（様式第2号の2）及びその添付書類
- ・様式第2号の2に記載した配置予定技術者の直接的な雇用関係を証明できる健康保険証の写し
- ・業務費用内訳書

(5) 技術提案書の作成にあたっては以下の事項に留意してください。

- ・技術的所見に関する提案について、実施方針はA4判（両面、自由様式）1枚以内で簡潔に記載し、使用する文字は11ポイント以上とします。

技術提案は特定テーマ1 [水収支解析]、特定テーマ2 [負荷収支解析]、特定テーマ3 [水質予測モデルの構築] の3つとし、テーマ毎にA4（両面、自由様式）2枚以内で作成し、使用する文字は11ポイント以上とします。その際、特定テーマの別がわかるように作成してください。

※本要領P6「1.3 評価に関する事項」に、評価において特に重要となるポイントを記載していますので参考にしてください。

- ・様式第1号の1～3については、技術提案の評価項目とするため、参加資格要件にかかわらず、過去10年以内の同種業務の実績について、可能な限り全て記載してください。
- ・様式第2号の1～2については、参加資格要件を確認するための提出書類ですので、参加資格要件に対応する同種業務の実績について記載してください。
- ・業務費用内訳書については、発注者が提示する「金抜き設計書」、「特記仕様書」を参考とし、項目毎に職種名別の単価や人員などを記載し、直接人件費、直接経費を取りまとめるとともに、間接原価（その他原価）、一般管理費等、消費税額も記載してください。

(6) 技術提案書の提出方法は以下のとおりとします。

- ①提出方法 持参、郵送（簡易書留郵便に限ります。提出期限内に必着するようにしてください。）
- ②提出期間 公告の日から令和6年5月24日（金）まで（土日は除く）
- ③提出時間 午前9時から午後5時まで
- ④提出部数
 - ・正本1部、副本9部（代表者印は正本のみの押印で可とします。製本の方法は自由としますが、ページが容易に離散しないように綴じてください。）
 - ・電磁的書類1部（文書をPDF化し、CD-R（書き込みが一度しかできないもの）で

提出してください。)

⑤提出様式

- ・提出様式は、公告の日から秋田県の公式ホームページ「美の国あきたネット」における生活環境部環境管理課八郎湖環境対策室ホームページ上において公開します。

(7) 提案が次の条件の一つに該当する場合には、審査の対象から除外します。

- ・虚偽の内容が記載されている文書
- ・関係者に対し工作等不当な活動を行ったと認められる者
- ・定めた提出方法、提出先、期限に適合しない技術提案書
- ・契約上限金額を超えた金額を提示した場合

7 仕様書等を示す場所及び期間

秋田県の公式ホームページ「美の国あきたネット」における生活環境部環境管理課八郎湖環境対策室ホームページ上で仕様書等の閲覧を行います。

また、以下の参考資料を電子媒体（CD-R）に限り貸与します。貸与を希望する場合は、「4 事務局」へ事前連絡の上、直接受け取りに来ていただくようお願いします。

- ・「八郎湖湖沼水質保全計画（第3期）策定補助業務委託報告書（令和2年3月）」

閲覧期間 公告の日から令和6年5月24日（金）まで

8 質問書の提出及び回答

(1) 質問書の提出

技術提案書の作成及び提出等について質問がある場合は、質問書を作成のうえ、「4 事務局」に持参、郵送（簡易書留郵便に限る。）又は電子メールにより提出してください。電子メールの場合は、送信後に「4 事務局」に電話で電子メールの到達を確認して下さるようお願いいたします。

また、質問書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話番号及びFAX番号並びに電子メールアドレスを明記してください。

但し、評価項目・評価基準・配点等に関する質問は受け付けませんので、ご了承ください。

(2) 質問書の受付期間

公告の日から令和6年5月10日（金）午後5時までとします（土日は除く）。

(3) 質問に対する回答

回答は令和6年5月15日（水）までに質問者に対して電子メールにより行うほか、秋田県の公式ホームページ「美の国あきたネット」における生活環境部環境管理課八郎湖環境対策室ホームページ上で閲覧を行います。

なお、回答内容は本要領及び仕様書の追加又は修正とさせていただきます。

9 技術提案の審査

(1) 審査の実施

「技術提案書」による書類審査及び提案者のヒアリングにより審査を行います。

ヒアリングは、1社50分（提案説明25分、質疑25分）とし、以下のとおり実施します。

- ・実施場所：秋田県庁舎、秋田地方総合庁舎又は秋田県庁第二庁舎（実施場所は別途通知します。）
- ・実施日時：令和6年6月3日（月）～令和6年6月14日（金）までの別に指定する日
- ・出席者：管理技術者（担当技術者1名の同席を可としますが、説明や質問に対する受け答えは不可とさせていただきます。）
- ・その他：ヒアリングの日時、留意事項等は別途通知します。ヒアリング時の追加資料は受理しません。

(2) 特定方法

八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第4期）策定業務委託プロポーザル審査委員会（以下、「審査会」）において、技術提案内容を書面審査及びヒアリングに基づいて評価し、最も優れていると認められる者を特定します。

なお、特定された者が辞退するか、5の参加資格要件を満たさなくなった場合は、次点の者を特定することができることとします。

(3) 審査事項

最優秀者を特定する際に評価する事項及び配点は、提案・評価項目（別表1）のとおりとします。

(4) 特定候補者については、令和6年6月28日（金）までに決定します。

10 契約等

- (1) 秋田県は、入札審査会で特定された者と随意契約をします。
- (2) 委託契約額は、特定された者が提案した、業務費用内訳書の業務費用とします。
- (3) 特定された者がプロポーザル申込時に提出した技術提案書及び業務費用内訳書については、契約締結以降、当初特記仕様書の末尾に添付し、契約図書として用いるものとします。また、技術提案に伴う掛り増し費用は、受注者の負担とさせていただきます。
- (4) 特定された者は、特定通知日以降に発行された秋田県に納付（納入）すべき県税及び社会保険料に滞納がないことを証する書面を契約締結時に提出してください。

11 非特定理由に関する事項

- (1) 非特定の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に書面により、非特定理由についての説明を求められます。
- (2) 非特定理由の回答は、説明を求められる最終日の翌日から起算して、10日以内に書面により行います。

12 公表に関する事項

- (1) 特定通知書及び非特定通知書に、総得点及び大項目別得点を明示します。大項目とは「技術的所見」「企業等の業務実績」「配置予定技術者の能力等」「業務費用」のことを指します。
- (2) 「技術的所見」に関する提案内容は非公表とします。

1.3 評価に関する事項

(1) 特定テーマにおける技術提案について、評価対象とする事項及び評価対象外とする事項は次のとおりとします。

① 評価対象とする事項

◇ 全体共通事項

- 水質予測計算の再現性向上について有効な提案
 - 排出負荷量の原単位や水質の評価について有効な提案
 - 各種対策の効果の検証について有効な提案（必要となるデータ等）
 - その他湖沼水質保全計画策定について有効な提案
 - 受注者が独自のノウハウ、工夫により自らが追加で実施する業務について有効な提案
- ※ 技術提案書の内容において、特に重要となる評価ポイントは以下のとおりです。

◇ 特定テーマ1 [水収支解析] 及び特定テーマ2 [負荷収支解析]

- データ運用に関する提案
 - ・ 既存データの活用方法や蓄積されていないデータの補完方法等
(例：文献値を利用、他湖沼のデータを活用する等)
- 八郎湖・大潟村の生態系サービスの現状評価手法及び水質保全対策実施とともに変化する生態系サービス予測評価手法の提案
 - ・ 八郎湖・大潟村に係る既存データ（水質、水利用、農業生産、水産資源等）を踏まえた、八郎湖水等がもたらす生態系サービスの評価手法

◇ 特定テーマ3 [水質予測モデルの構築]

- 水質汚濁負荷削減対策を盛り込んだ提案
 - ・ 継続して実施する対策や事業等の成果を見込んだ水質予測モデルの提案
(例：農地排水負荷削減対策である無落水移植栽培、国営かんがい排水事業等)
- 予測モデルの精度に関する提案
 - ・ 精度向上のための水平・鉛直メッシュの細分化等の検討
(例：100mから50mに細分化し得られる成果、他湖沼での実績等)
 - ・ 八郎湖・大潟村における水循環の実態を踏まえた検討手法
(例：流域モデルとタンクモデルを比較の上、優位性や整合性を検討し、より誤差の少ないモデルを構築等)
 - ・ 再現性を高めたモデルを構築した場合に、より具体的な効果検証が可能となる事例
(例：底層DOの回復がもたらす生態系サービスの向上等)
- 生態系モデルに関する提案
 - ・ 生態系モデルを構築する際の対象生物種（植物、魚類、昆虫等対象となる種類）、対象範囲（湖岸のみか、湖岸・湖内全体か）を示す。
 - ・ 大学等外部研究機関で構築する生態系モデルを、本業務で構築する生態系モデルに置き換える事が可能か検討し、その可否を記載。

② 評価対象外とする事項

- 法令・規則及び要綱・要領で規定されている事項
- 具体性のない抽象的な提案

(2) その他提出書類

技術提案書のほかに評価項目の判断基準に該当する場合、次の書類を提出してください。

①「賃金水準の向上」に関する書類

令和4年度から令和5年度の賃金水準の向上について、以下の表の区分から選択し必要書類を提出してください。

算出方法	区分	提出書類
給与等受給者一人あたりの平均給与額	役員及び従業員が対象	給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表
	役員を除く従業員が対象	税理士または公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認出来る書類 ※

※様式は、参考様式 第三者による賃上げ実績を確認できる書類を参考にしてください。

②「女性の活躍推進」に関する書類

以下の評価項目に該当するものがある場合、必要書類を提出してください。

評価項目	提出書類
一般事業主行動計画の策定・提出	労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画策定・変更届の写し
えるぼしチャレンジ企業認定	都道府県知事が交付する、えるぼしチャレンジ企業認定通知書の写し
法令に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール）	労働局長が交付する認定通知書の写し
都道府県知事表彰の受賞（女性の活躍推進企業表彰、子ども・子育て支援知事表彰、男女共同参画社会づくり表彰）	表彰状の写し（写真可）

1.4 その他

- (1) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 技術提案書等の作成及び提出に要する一切の費用は、提案者側の負担とします。
- (3) 技術提案書は、当該提案者に無断で二次的に使用しません。
- (4) 提出された技術提案書等は返却しません。
- (5) 技術提案書提出期限以降の差し替え又は再提出は認めないものとします。また、技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できないものとします。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければなりません。
- (6) 技術提案書作成のために発注者より受領した全ての資料は、発注者の了解を得ないで公表及び使用しないでください。